

3 安心して暮らせる介護サービスの推進

【現状と課題】

介護保険事業は、高齢者の介護サービスを円滑に提供できる新たな社会保障制度として平成12年4月に始まり、5年が経過しています。介護保険制度の基礎となる要介護等認定者数は推計を大幅に上回り、制度開始当初の平成12年10月1日時点の3,423人から平成17年10月1日時点の7,277人へと2倍になっています。

第2次計画の介護サービスの推計は、第1次計画の実績と国が示した基準に基づき設定し、全体的には多くのサービスにおいて利用が上昇しています。

在宅要援護高齢者を対象にした高齢者実態調査の中の「高齢社会に対応するため力を入れるべき施策」の項目では、1位「入所施設の充実」(37.9%) 2位「在宅介護サービスの充実」(34.5%) と介護に関するサービスと施設整備の充実を望む人が多くなっています。

表1 要介護・要支援認定者の状況(10月時点)

項 目	第2次の 計画の推計	実 績
平成15年要介護等認定者数	5,522人	6,030人
平成16年要介護等認定者数	5,838人	6,777人
平成17年要介護等認定者数	6,136人	7,277人

このようなことから、今後は、実績を踏まえた適正な給付水準を確保しつつ、事業の効率化、居宅サービスと必要な施設サービスの拡充、サービスの質の向上などをより一層進めていく必要があります。

特に、できる限り住み慣れた場所で生活を送ることができるような在宅支援の充実、医療機関への通院や施設への通所などの移動手段を確保すること、認知症高齢者への対応などが大きな課題となっています。

また、家庭で介護を担う家族(介護者)は、心身ともに大きな負担を抱えており、介護者の負担を軽減する方策が求められています。

【基本的な方向】

介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活を継続できるよう、地域ごとにバランスの取れた十分なサービス提供の確保に努めます。

また、サービスの質の向上や給付の適正化など介護保険事業の円滑な推進に努め、認知症高齢者への支援、介護者への支援、権利擁護に取り組みます。

【施策】

(1) 介護保険事業の円滑な推進

事業者への適正な指導

介護サービス事業者の適正な事業運営を推進するため、事業者への指導を行います。

介護サービスの質の向上

介護サービスの質の向上を図るため、サービス事業者に対して情報開示や第三者評価の活用を促すとともに、情報提供、相談・指導の充実、さらに、サービス従事者の研修を実施します。

事業者の情報開示

利用者が多様な事業者から介護サービスを選択できるよう、愛知県が実施している介護サービス情報の提供に協力し、事業者の情報開示を促します。

居宅介護支援事業の充実

居宅サービスが適切に利用できるよう、利用者、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等との連携を図り、地域のケアマネジメントが有効に機能するよう、事業者の連絡会議等を活用し、より一層の指導・支援をするとともに、社会福祉法人や民間事業者による事業を推進します。

給付の適正化

介護保険制度の健全性を確保するため、介護サービスの提供の実態や請求内容について検証し、介護給付の適正化に努めます。

情報提供の充実

利用者自らの選択による介護サービス利用の便宜を図るため、インターネット検索システム「かすがい・かいごねっと」や、「介護サービス事業所ガイド」の活用を進めます。

また、新たなサービス事業者の参入等を促すとともに、介護保険事業に関する計画、サービス提供やサービス事業者の状況等についてパンフレットを作成します。

適正な認定審査

適正な認定審査を行うため、介護認定審査会連絡会議¹を開催します。

低所得者への支援

低所得者の介護サービス利用を促進するため、介護福祉特別給付金の支給やサービス利用に伴う利用者負担額等の軽減措置²を実施します。

地域包括支援センター運営等協議会

地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、医師会、事業者、民生委員を始めとする地域の福祉関係者等による地域包括支援センター運営等協議会を設置します。

1 介護認定審査会連絡会議 介護認定審査会の複数の合議体が同じ目安によって認定審査ができるようにする会議

2 利用者負担額等の軽減措置 低所得者の負担を軽減するため、障害者（65歳到達前の過去1年に訪問介護を利用）と40歳～64歳の要介護等認定者が訪問介護を利用する場合の利用者負担の軽減や、社会福祉法人などが提供する介護サービス（介護老人福祉施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護）等の利用者負担額を軽減する措置

地域密着型サービス¹

日常生活圏域の設定により、身近な地域で介護サービスが受けられるよう小規模（定員29人以下）介護老人福祉施設をはじめとする地域密着型サービス施設の適正かつ計画的な整備推進を図ります。

介護予防給付の推進

要支援1・2に対する介護予防給付を推進するとともに、筋力向上、栄養改善、口腔機能向上のサービス提供に努めます。



1 地域密着型サービス 要介護者等を住み慣れた地域において24時間体制で支えるという観点から、身近な地域で、地域特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供する、例えばデイサービスやショートステイなどが身近な場所で気軽に利用できる小規模で多機能の地域密着型サービスが創設されました。

グループホーム

小規模（定員29人以下）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

小規模（定員29人以下）特定施設（有料老人ホーム又はケアハウス）

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型デイサービス

夜間対応型訪問介護

居宅サービス（介護保険の法定サービス）

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが要介護者等を訪問し、介護等の日常生活の世話をを行う介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

また、新たなサービスである夜間対応型訪問介護の事業の参入を促進します。

訪問入浴介護

入浴車等により訪問し、入浴介護を行う介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

訪問看護

看護師等が訪問し、療養上の世話をを行う介護サービスです。訪問看護ステーション等により事業を推進します。

訪問リハビリテーション

理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行う介護サービスです。医療機関等により事業を推進します。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師や薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行う介護サービスです。医療機関や薬局により事業を推進します。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通所し、要介護者を日帰りで世話をする介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により、認知症高齢者の増加も考慮して事業を推進します。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院等に通所し、リハビリテーションを行う在宅の介護サービスです。介護老人保健施設や医療機関により事業を推進します。

短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に入所して日常生活の世話や機能訓練を行う在宅の介護サービスです。主に社会福祉法人による介護老人福祉施設の設置と併せて、居住環境に考慮した整備を推進します。

短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所して医学的管理下で介護、機能訓練などの医療及び日常生活上の世話をする在宅の介護サービスです。医療法人等による介護老人保健施設や介護療養型医療施設により事業を推進します。

小規模多機能型居宅介護

身近な地域で、通い、宿泊、訪問などの多様なサービスを提供します。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

福祉用具貸与

ベッドや車いす、歩行器など日常生活上の便宜を図るためや機能訓練のための用具を貸与するサービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

入浴や排泄のために必要な福祉用具の購入費について、その一部を支給するサービスです。周知により活用を促します。

住宅改修費の支給

手すりの取付けや床段差の解消などの住宅改修費について、その一部を支給するサービスです。周知により活用を促します。

施設・居住系サービス（介護保険の法定サービス）

介護福祉施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所して介護、機能訓練等を行う介護サービスです。今後は、家庭に近い居住環境をめざし、一人ひとりの生活リズムに適合できるよう、全室個室でユニットケアを行う施設として、老人保健福祉圏域や日常生活圏域等の地域バランスを考慮しつつ計画的に整備を推進していきます。

介護保健施設サービス

介護老人保健施設に入所し、必要な医療や介護、機能訓練等を行う介護サービスです。老人保健福祉圏域での調整を踏まえ、医療法人等による、居住環境の向上をめざした個室・ユニットケア等への対応も含めた整備を推進していきます。

介護療養施設サービス

介護療養型医療施設に入所し、医学的管理を受けながら介護、機能訓練等を行う介護サービスです。老人保健福祉圏域での調整を踏まえ、適正な整備を図ります。

特定施設入居者生活介護

要介護者等が入居している有料老人ホームやケアハウス等で提供される介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により計画的に事業を推進します。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数の認知症高齢者が共同生活することにより、認知症の進行を緩やかにし明るい生活を送れる支援サービスです。日常生活圏域ごとに必要量を見込み、社会福祉法人や民間事業者により計画的に事業を推進します。

(2) 介護保険外の居宅生活の支援

緊急時対応型ショートステイ

家族介護者の急病、事故、看護、葬祭などの緊急な理由により、要介護者等が在宅で生活することが困難になったときに一時的に養護するため、介護保険給付とは別にショートステイ事業を実施します。

訪問入浴サービス

通所サービスの利用が困難な重度の要介護者の保健衛生の向上を図るため、介護保険給付とは別に訪問入浴サービスを提供します。

訪問理美容サービス

外出困難な要介護者の保健衛生の向上を図るため、訪問による理美容サービスを提供します。

訪問歯科診療

歯科医院に通院できない高齢者等に対し、歯科医師が訪問し治療します。

福祉有償運送への対応

社会福祉法人・NPO¹等が要介護等認定者や障害のある人を対象に行う福祉有償運送について、運営協議会を設置し適切な運営を支援します。

外出支援サービス

公共交通機関を利用することが困難な在宅の要介護者・障害者に対し、ストレッチャー車両等による医療機関や介護サービス事業所等への移動を支援します。

また、車いす使用者移送用の福祉車両の貸出を進めます。

1 NPO Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれる。

さわやか収集

家庭ごみ等をごみステーションへ持ち出すことが困難なひとり暮らしで要介護等の認定者や障害者を対象に玄関先での収集を行います。

(3) 介護者への支援

介護家族の健康教室と健康相談

家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図るため、介護方法や介護予防、健康づくり等についての知識や技術を習得するための家族介護者健康教室と家族介護者健康相談を実施します。

家族介護者慰労金

介護サービスを利用せず重度の要介護者を在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

家族介護者リフレッシュ

家族介護者の介護に伴う負担を軽減し、心身の疲労の回復を図るため、介護保険給付とは別にショートステイ事業を実施するとともに、要介護者等を介護する人に対してリフレッシュ手当を支給します。

家族介護者交流会

要介護者等を自宅で介護している人を支援するため、介護者が集い、気軽に意見交換できる交流会や地域包括支援センターを活用した介護者のための介護教室等を開催します。

ハートフルケアセミナー

家庭における介護の知識と技術を習得するため、公民館等においてハートフルケアセミナーを開催します。

(4) 認知症高齢者への支援

認知症高齢者に対応したサービスの充実

認知症高齢者の介護に対応したグループホーム、デイサービス事業所の拡大を図ります。また、事業の実施について適正な指導を行うとともに、第三者評価制度の活用を促し、サービスの質の向上を図ります。

認知症高齢者相談

地域の認知症相談窓口として地域包括支援センターを活用し、認知症高齢者の介護に関する正しい知識や支援のあり方等についての情報提供や相談・指導を実施します。

認知症高齢者家族介護教室

在宅で認知症高齢者を介護する家族介護者に対し、認知症高齢者への介護不安の軽減と在宅生活を継続できるよう、介護教室を開催します。

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症などによる徘徊により、行方がわからなくなった高齢者の位置情報を提供でき、迅速に保護できる徘徊高齢者家族支援サービスを実施します。

(5) 権利擁護の推進

処遇困難高齢者への支援

高齢者が家族等から虐待などを受けていたり、認知症等により意思能力が乏しく介護する家族等がないなど、居宅における介護サービスの利用が著しく困難な場合は、措置によりサービスを提供します。

権利擁護体制の整備

認知症高齢者など自己決定能力の低下した人の各種サービスを受ける権利を守り、適切なサービス利用ができるよう成年後見制度¹と地域福祉権利擁護事業²の利用を地域包括支援センターと連携して支援します。

高齢者の虐待防止

高齢者の虐待防止については、関係者で構成する協議会を設置し、関係機関との連携の強化を図り、問題の解決に取り組みます。

1 成年後見制度 自己決定権の尊重という考え方を基に、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が、自立して生活できるように、財産管理や契約などを法的に保護する制度で、法定後見制度、任意後見制度、成年後見登記制度がある。

2 地域福祉権利擁護事業 地域の社会福祉協議会が窓口となって、認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その方の権利を擁護する。